

平成 22 年度 第 1 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会議事概要

1. 開催日時：平成 22 年 10 月 27 日（水） 午後 1 時 00 分～

2. 開催場所：財団法人 JKA 4A・B 会議室

3. 議題：平成 23 年度補助方針（案）について

<資料>

資料 1：補助事業の概要

資料 2：JKA 補助事業（競輪）の審査・評価に関する見直しについて（案）

資料 3：平成 23 年度補助方針（案）

4. 出席者

小松隆二委員（委員長）

大江守之委員、川戸恵子委員、栃本一三郎委員、西貝宏伸委員、

原田宗彦委員、山岸秀雄委員

〔事務局〕 笹部理事、平柳理事、池田室長、竹内グループ長

5. 下重暁子会長挨拶（事務局竹内代読）

急に 12 月の寒さになりました。お忙しいなか、お集りいただきましてありがとうございます。

本来なら、お目にかかっご挨拶すべきところですが、右足首骨折のため出席できなくなりました。お許してください。

各委員の方々には、事業仕分け後の非常に難しいこの時期に、新しい審査・評価委員会をお受けいただき、心から御礼申し上げます。

ご承知のとおり、今年の 5 月 24 日の事業仕分けで、財団法人 JKA の補助事業は、補助や審査のしくみを見直さないかぎり、廃止とされました。補助事業のしくみでは、事業の丸投げや中抜き、高補助率の廃止、審査のしくみでは、審査・評価委員会の開催数、委員数を大幅に増やすことなど、補助事業の改革をすすめていきます。

同時に、今年の 10 月から、財団法人 JKA の補助事業グループを機械、公益と分けるのではなく、補助事業グループとして一つに統合し、事業の統一性や効率化を図ります。実施された補助事業については、しっかりと評価を行い、次年度以降に活用するために、補助事業評価室をつくりました。

公営競技、競馬、競輪、ボートレース、オートレースは、賭博行為を許可される背景として、社会還元が義務づけられています。国や地方自治体の手の届かないさまざまな分野、特に福祉や医療、文化など、たくさんの方々から必要とされている補助事業を行うことは、JKAの誇りでもあり、より充実させていくことが大切です。

その補助事業を、より透明に正しく一般の方々に理解していただくために、お力をお貸してください。どうぞよろしく願いいたします。

平成22年10月27日 財団法人JKA 会長 下重暁子

6. 事務局笹部挨拶

笹部でございます。

冒頭の会長挨拶の通り、この事業仕分けを受け、本財団が行う補助事業に対し重大な責務を感じており、厳しい状況の中で、この審査・評価委員をご快諾いただけたことに関しましては、心より感謝する次第で、この場を借りまして改めて厚く御礼申し上げたいと存じます。

本日は、議題にありますとおり、JKA 補助事業の平成23年度補助方針（案）についてご審議をお願いするわけでございます。この内容につきましても、後ほど、詳しくご説明をさせていただくところでございますが、事業仕分け結果においては、抜本的な改革でなければならないということで、現行のままでは廃止という極めて厳しいご指摘を受けており、その観点で、この補助方針（案）をご審議いただきたく思っております。

改革をとoshi、この補助事業をより充実させなければいけないという点でご忌憚のないご審議、併せてご指導を賜ればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

7. 事業仕分け後の自主改革に関する報告（事務局平柳）

補助事業については、現行のままでは廃止というかたちを受けて、相当の見直しをしてきております。

この仕分けの場では、当財団の役員給与、公用車などについても見直すべきとの指摘を受けました。これを受けて、当財団としては、自主的に10月より2台あった公用車を全廃し、役員給与も約19%～10%の間で大幅にカットするとともに、役員体制のあり方についても、今後、検討して行くことといたしました。

また、事業仕分け以外で経産省から指摘された本財団の事業実施における随契約率については、平成21年度76%近い随契率だったものを、平成23年度に

は、10%以下にする取り組みを行いたいと考えています。

さらに、競輪の再建に向けた取り組みとして、新商品の開発やネット投票の拡充等を考えており、新商品の開発では、主に女子競輪やミッドナイト競輪などの実施に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上、簡単ですが、補助事業以外の本財団の自主的改革状況について、ご説明をさせていただきました。本日はありがとうございました。

8. 委員名簿の確認

大江守之（慶應義塾大学 総合政策学部 教授）

川戸恵子（㈱TBS テレビ シニアコメンテーター）

小林 理（東海大学 健康科学部社会福祉学科 専任講師）

小松隆二（学校法人白梅学園 理事長）

千田彰一（香川大学 医学部 教授）

栃本一三郎（上智大学 総合人間科学学部 学部長）

中尾一和（京都大学大学院 医学研究科 教授）

西貝宏伸（パナソニック㈱ コーポレートコミュニケーション部門・エンターテインメント企画センター 所長兼イベント推進室長）

原田宗彦（早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授）

早野 透（桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授）

宮嶋泰子（㈱テレビ朝日編成制作局アナウンス部兼編成部 局次長待遇）

山岸秀雄（特定非営利活動法人 NPO サポートセンター 理事長）

以上 12 名。欠席者は、小林 理委員、千田彰一委員、中尾一和委員、早野 透委員、宮嶋泰子委員の 5 名。

9. 本委員会の定足数の確認

「補助事業審査・評価委員会規程」第 7 条第 1 項「委員会は、議事が審査に係る場合は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。」という規定に基づき、委員 12 名中 7 名のご出席により、本委員会は成立した。

10. 委員長の選出

同委員会規程第 6 条第 1 項「委員長は、委員の互選により選出する」に基づき、山岸委員からの推薦と満場一致により、小松隆二委員が委員長に選出された。

11. 小松委員長挨拶

これから、たいへん厳しい運営を覚悟しなくてはなりません、大きな団体ですから、外部から検証し直し、チェックする必要があると思います。仕分けにあったからということではなく、むしろ、それを越えて、もっといいものをつくっていくという姿勢で臨んだらどうかと思っております。

これまで以上に、補助することによって、ほんとうに喜んでいただけるところに、補助をしていく。それが JKA にも競輪とオートレースにもプラスとなって返ってくる、そういうあり方をみんなで模索していったらよいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

1 2. 委員長職務代行者の指名

「補助事業審査・評価委員会規程」第 6 条第 3 項「委員長は委員会の議長となり、議事を運営する。委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。」という規定により、栃本一三郎委員に委員長代理職務が委ねられた。

1 3. 配布資料の確認（事務局）

資料 1：「補助事業の概要」

資料 2：「JKA 補助事業（競輪）の審査・評価に関する見直しについて（案）」

資料 3：「平成 23 年度補助方針（案）」

1 4. 議事

（1）資料 1：「補助事業の概要」についての説明（事務局竹内）

1) 競輪・オートレース事業の概要について

競輪事業・オートレース事業はそれぞれ、自転車競技法・小型自動車競走法に基づき、(1) 自転車・小型自動車その他機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化、(2) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図る、(3) 地方財政の健全化。を目的として、都道府県並びに総務大臣に指定された市町村が実施しております。

競輪競走は、全国 46 か所の競輪場で実施されておりますほか、場外車券売場というものがあります。一日滞留して映像等を見ながら遊べる専用場外、あるいは、車券だけ買って帰られるという前売専用場外を合わせまして 62 か所がございます。

また、オートレース競走は、全国6か所のオートレース場で実施されております。

参考1に、競輪場・場外車券売場を分布図で示してございます。また、参考2、オートレース場分布図ですが、オレンジ色で色づけしたものがオートレース場です。それ以外の中央競馬、地方競馬、ボートレース場の分布も参考に、表示させていただきました。

2) 公営競技の年度別売上額の推移について

昭和27年度から平成21年度までの全公営競技を折れ線グラフに示しています。売上がいちばん高いのは中央競馬になります。中央競馬は平成9年度をピークに、売上が下げ止まらないのですが、昨年度、2兆5900億円ほど売り上げております。

二番目の黒い実線は、ボートレースでございます。ボートレース以下は、平成3年度が売上のピークでございます。売上の下げ止まりができないわけですが、ボートレースに関しましては、昨年度、9257億円、対前年度比で94.7%を売り上げております。

その次の赤い線が競輪でございます。競輪も平成3年度、1兆9553億円をピークに、下降傾向が続いておりますが、昨年度は7275億円、対前年度比91.9%でございます。

次の線が地方競馬になります。地方競馬も平成3年度をピークに、下降傾向が続いております。昨年3634億円、対前年度比96.7%でございます。

いちばん最後の青い線がオートレースでございます。オートレースも平成3年度がピークで、3497億8000万円ほど売り上げましたけれども、昨年度は972億円、対前年度比92.7%となっております。

3) 財団法人JKAについて

財団法人JKAは、自転車競技法・小型自動車競走法に基づき、競走実施方法の制定、選手・審判員・自転車・競走車の登録、選手のあっせんなど競輪・オートレースの公正かつ円滑な実施を図るための活動。直接的な運営は地方自治体でございすけれども、それ以外の適正な運営の支援と申しますか、全体の規則をまとめたり、関係団体の調整をするというような、制度の運営面を支援する部門と、機械工業の振興、体育事業その他公益の増進を目的とする事業に対する補助事業という社会還元事業の二つで成り立っております。

4) 車券売上金の使途について

競輪・オートレースについても、発売している券を「車券」と称しておりますので、車券売上金の使途ということで説明させていただきます。

円グラフを見ていただきますと、全体で75%はお客様が投資していただいた的中配当金として、お客様にお戻りする割合でございます。100円買えば75円は、お客様の手元に返るということになります。

続いて、21%が開催施行者に入る収益になります。このなかから、開催経費や選手賞金、実際に競技を運営していただく競技会のほうへの支払となります。

それから、約3.1%と書いてございますが、これが私どもJKAへ売上のなかから一部として交付される割合でございます。機械工業振興補助に1号資金として約1.50%、体育、社会福祉等公益事業振興補助に2号資金として1.34%、その他、競輪・オートレースの公正円滑な実施を図るための事業ということで、0.27%ほどございます。

最後に、黄色い部分ですが、これが地方公営企業等金融機構への納付をしていただいて、地方自治体に貸し付けるような資金の原資になっております。

4ページが競輪のしくみ、5ページのオートレースも同じようなしくみで使われております。

5) 競輪・オートレースを実施できる法的根拠について

本来ならば賭博罪にあたる競輪・オートレースは、それぞれ自転車競技法第1条第1項、あるいは、小型自動車競走法第1条に定めております、(1) 自転車・小型自動車その他機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化を図ること、(2) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図ること、(3) 地方財政の健全化を図ること、こういった施行目的を達成することによって、賭博をすることの違法性が阻却されています。

従いまして、施行者からJKAが受け取った交付金は、特に、上記(1)あるいは(2)の目的のための資金となっているということでございます。

6) 売上額及び補助金額（競輪+オートレース）について

競輪・オートレースで合体して示させていただきました。売上額は、このところ下げ止まっておりません。平成18年度以降を見ましても、競輪の売上額と同様に、補助金額も右肩下がりになっているということでございます。

平成18年度は232億円の補助金が、平成22年度は137億円まで減少しております。

参考資料として、各年度の競輪・オートレースの売上額並びに補助金額を、下の表に示させていただきます。

7) 補助事業の実例について

今回は、目に見えるものとして機器類の補助をしておりますので、それを参考に説明させていただきます。

機械の補助事業の例です。公設工業試験研究所というのが、全国の都道府県に設置されております。公設試というのは、47 都道府県立というのが基本でしたがけれども、最近、一部が独立法人化されたり、あるいは、市立といったものが出ておまして、全国に約 50 か所あります。

業務内容は、中小企業あるいは地域の技術支援として、技術相談、依頼試験、機器設備利用などを中心に行っておりますが、地元企業あるいは大学等との共同・受託研究にも取り組んで、地域産業の振興に貢献しております。

この円グラフは、平成 20 年度、福井県工業技術センターの実績でございますが、いろいろな事業のなかで、約半数が技術相談、4 分の 1 が依頼試験、その他の 4 分の 1 が機器設備利用ということになっております。

昭和 34 年度以降、半世紀にわたって公設試験研究所の機器整備の補助をいたしました。最近の 5 年間では、延べ 232 事業者、523 機器、31 億 3000 万円ほどを補助させていただいております。最近では、「マイクロビッカース硬さ試験機」とか、「万能試験機」といったものを補助しております。

続いて 9 ページです。これが、本日、皆様にご審議いただく公益の補助事業の実例でございます。これも、目に見えるかたちで、ご理解いただきやすいということで、車両とか建物の補助をしておりますので、その事例でございます。

福祉車両というのは、身体の不自由な方の社会参加、あるいは移動のしやすさ等のために、特別なリフトやスロープの付いた、車椅子ごと運べる車等です。こういった福祉車両に関しましては、JKA は、福祉車両に力を入れており、最近 5 年間で延べ 1277 法人、1277 台、21 億 8000 万円の補助を実施いたしました。

その右上ですけども、検診車。これは移動式の健康診断機器を搭載した車でございます。これも過去 5 年間で、延べ 122 法人、152 台、26 億 4000 万円ほどを補助しております。

最後に、JKA の特徴的なところではあるのですが、いろいろな施設の建築にも補助金を出させていただいております。児童養護施設、あるいは障害者施設、高齢者施設または更生保護施設に対して、補助をしておまして、過去 5 年間で、延べ 258 法人、277 施設、99 億 7000 万円ほどを補助させていただきます。

した。

<質疑>

a 委員：最後の公益補助事業の実例では、福祉車両や検診車への補助額はほぼ横ばいなのに対して、施設各種の建築については、補助額が減っているのは理由があるのですか。つまり、補助の軸足を移したとか。

事務局池田：要望を受け付けて、それに対して、審査基準に基づいて審査をしておりますので、意図的に減らしたということはありません。実態としてはこのとおりです。ただし、JKAとしては競輪・オートレースの原資となる売上が下がっておりますので、徐々に少なくなっているということです。

(2) 資料2「JKA 補助事業（競輪）の審査・評価に関する見直しについて（案）」
（事務局笹部）

1) 改革案策定の背景について

施行者からの交付金は、先ほど円グラフで示した概ね 3.1%の部分ですが、施行者の競輪事業による収益悪化が相当厳しい問題となっている状況で、入口の部分をきちんとしてくれないと困るという問題提起であります。

また、出口論に関しましては、交付金を預かっている本財団といたしまして、きちんとした補助事業審査を行い、社会貢献に役立つものを出していくという審査プロセスについて、審査・評価委員会の仕組みや体制に関してご指摘を受けており、今回の改革案に取り組んでまいりました。

改めて、事業仕分けで何が結論として出されたかを申し上げますと、二点の仕分け結果が出ております。

一点目は、JKA 補助事業については、交付の仕組み、審査のやり方などを抜本的に改める必要があり、現在の仕組みでの補助は廃止。

また、交付金と密接な関係であります還付事業につきましては、廃止。この事業は交付金率の引き下げで対応する。

以上本件は、5月24日の事業仕分け第二弾というところで決定を受け、その後7月に経済産業省のほうは産業構造審議会の下に、指摘を受けたこの二つを検討する委員会を設置し、7月に3回WGが開催されまして、結果、この改革検討案をパブリックコメントにかけることになりました。

補助事業に関しては、資料2の中段の議事概要にあります通り、既に、本案は、

経済産業省より、行政刷新会議へ報告されております。

この改革案につきましては、7項目の内容になっております。特に補助総額では、機械振興補助が平成20年度比で2/3削減することを基本に「1. 補助の基準」については、①補助率の明確化、②重点分野の明確化、③補助対象経費・事業の部分が、細かくワーキンググループの中でご議論いただいております。特に審査の仕組みに関しては、一律の審査の仕方ではまずいのではないかなど、審査のあり方について、改革案が示されました。

なお、交付金の還付事業については、競輪事業そのものがいろいろな制度で構成・運営されていることも踏まえる必要があり、全体的な競輪のあり方をどうするかという大きな視点で、9月に「競輪事業あり方検討小委員会」が設置されまして、現在まで2回実施されております。この内容につきましても、年度内での取りまとめを目途に、審議中であります。

2) 資料2「JKA 補助の審査・評価の見直しについて」の説明

この部分が、改革案の基本的な内容について、ワーキンググループで設定した内容の最終的な骨格でございます。

内容としましては、補助総額から補助対象、補助率、基準の明確化、審査の仕組み、事後評価制度、情報公開のそれぞれについて、現行の部分を「旧」とすれば、改革案を「新」、右側でございますが、それぞれ方針を示したものです。これは、経済産業省の省内で了解事項とされた内容と理解しております。その結果「JKA 補助の審査・評価の見直しについて」ということで、以下のように改め、平成23年度補助金の募集を10月中旬以降に開始するという内容の基本的な方針でございます。

(A) 「補助総額」について

予算の件でございますので、この補助方針案の中には盛りられておりません。

今回は機械振興補助事業の部分、平成20年度の実行ベースで、予算ですが115億円でした。では、改革案をどう考えるかということ、平成23年度に当てはめた場合、平成20年度の115億円の3分の2を削減します。3分の1相当が約30数億円規模ということで、縮減予算で臨むという形を取っております。

従って、この額を相当絞り込みますので、要望件数にもよりますが、よいものを新たな仕組みで採択します。

(B) 「補助対象」について

今まで幅広くやっていた部分を整理し、機械工業振興に直接、わかりやすい

事業成果がとらえられるような内容を、重点化。「自転車振興」、「安全・安心」、「標準化」「公設工業試験研究所支援」の四つに限定しました。

(C)「補助率」について

「旧」では、1/1等の高補助率事業が存在していましたが、高補助率問題について明確な補助率を作りました。

(D)「基準の明確化」について

「中抜き」の問題、内部留保率の問題を明確化しました。

(E)「審査の仕組み」について

本日のように、傍聴を入れた公開の場で委員会を行うという開催方法の見直し、委員数・開催回数の増加など、審査の仕組みを改めるという内容でございます。

(F)「事後評価制度」について

大切な交付金の社会還元である補助事業の評価のあり方を改革します。従来は補助事業者サイドの事業計画に対する自己評価のみで留めていたわけですが、この自己評価を基にJKA評価を加え、そのJKA評価を、中立性を担保した専門委員の方に評価していただき、補助事業の透明性の向上を図ります。改めて整理いたしますと、審査の透明性の徹底を図るため、新たな審査システムを構築し、決定した事業成果の情報公開をさらに徹底します。これより補助方針(案)につきまして、更に具体的なお説明を申し上げますので、それについてのチェック、併せてご指導を賜ればと考えております。

<質疑>

b 委員：資料2「JKA補助の審査・評価の見直しについて」(A4横)のなか、平成20年度の補助総額は、額で決まっているわけではありませんよね、率ですか。

事務局笹部：平成20年度の補助総額に対して、平成22年度は、10%前後の落ち込みになっているのですが、それに対して平成23年度の基準をこれだけ下げるという縮減額、一つの基準点を平成20年度に置いているという内容でございます。

b 委員：率ということであれば、機械は1.5%とか、福祉は1.34%とか。

事務局笹部：法律はまだ改正されておられませんので、それが仮に平成23年度の補助予算規模というかたちになると、この額相当という中身になるということが示され、事業規模を縮減させ支出を圧縮するという考えで、特に機械振興補助事業に関しましては、規模を縮減するというのを

意味しております。

c 委員：資料1「補助事業の概要」のなかの4ページ、3.1%、21%、75%の内訳のうち、3.1%の法律はどのようなになっているのですか。

事務局笹部：国会の審議を待つしかないのですが、平成23年度の考え方の基本枠については、機械の補助規模を平成20年度に対して3分の2をカットしたなかで、検討していこうということになると認識しております。

c 委員：資料2「JKA補助の審査・評価の見直しについて」(A4横)のなかでの補助総額の覧で、「補助事業全体について1/3削減」、「機械振興補助2/3削減」の表現で、「1/3を削減する」というのと、「1/3に削減する」のでは意味が違う。ここでは、「1/3を削減する」「2/3を削減する」ですね。ここは気をつけたほうがよいと思います。

(3) 資料3「平成23年度補助方針(案)」の詳細についての説明(池田室長より)

1) 補助方針案作成の背景について

昨年度までは、機械と公益で別々の補助方針をつくってきていまして、5月24日の事業仕分け、それから仕分けを受けたワーキングで検討した中身を踏まえたかたちで、作成したものでございます。ですから、私どもも評価委員の先生方も、この基準に基づいて審査し、透明性が低いものであってはならないというのが、この補助方針を決めた一つの大きなねらいでございます。

2) 「1.補助事業の基本方針」について

「本財団の補助事業は、地方自治体が施行する競輪及びオートレースの売上金の一部を広く社会に還元することを目的とし、全国的な視野に立ち、国の支援が及びにくい分野・事業を中心に効果的かつ効率的に行うとともに、補助財源が限られている状況の中、自転車・モーターサイクルに関する事業の振興にも配慮しつつ、競輪及びオートレースの社会貢献が広く周知されるよう努めます。」

これが基本でございます。これに基づいて、以下のものを定めましたということです。

3) 「2.補助方針の位置づけ」について

当然、自転車競技法・小型自動車競走法及び関連規程などの法令・規則に基づくほか、対象となる団体や事業、補助の基準、申請の方法、審査の基準など、補助事業を要望する際に留意すべき事項を基本方針として実施します。これについては、事業仕分けの結果を踏まえた位置づけとしております。

4) 「3.補助事業の概要」について

今日は、公益の審査・評価委員会ですので、「公益事業振興補助事業」について、ご説明いたします。

公益については、「公益の増進」、「社会福祉の増進」、「非常災害の援護」、「地域振興」という図式で、補助事業の皆様は、「こういう中身で補助事業をやっているのだな」「審査をするのだな」「こういうメニューなのだな」ということをわかりやすくしております。

5) 「4.補助事業の補助率・上限金額」について

上段は、「機械工業振興補助事業」ですので、ご説明は省きますが、下段の「公益事業振興補助事業」につきまして、過去に細かい基準があったものについて、透明性、厳格性を確保するということを基に、わかりやすくし、補助率と上限金額を設けております。

前年までは、たとえば、事業の中身も「公益の増進」に資すると認める事業と表示していない事業においても、審査・評価委員の皆様は審議をしていただいて、採択するということがありましたが、事業の中身を補助方針のなかに入れる等包括規程的などころはすべてなくしました。

下の段でご説明しますと、「公益の増進」の補助率については、重点事業が 3 分の 2、一般事業が 2 分の 1。「社会福祉の増進」は一律 4 分の 3 としました。

上限金額については、一般事業の施設の整備については 5000 万円、重点事業については、実績を調べ、上限金額を新たに設定しました。

なお、沖縄地区並びに福祉車両のハイブリッド車の補助率の特例措置は、廃止しました。

6) 「5.補助事業の手続き」について

補助事業の手続きにつきましては、①計画から③事後評価までをチャートで表しました。

特に、評価については、いままでは法人が行う自己評価のみでしたが、今後は、自己評価を基に JKA が事後評価をして、さらに客観的な立場から評価専門委員の方に評価を行っていただくこととしました。

7) 「6.補助の対象者」について

補助の対象事業者は、①公益の増進、社会福祉の増進、地域振興については、財団法人・社団法人、社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、新しいメニューの②新世紀未来創造プロジェクトについては、国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO 法人）、③非常災害の援護は、日本赤十字法に基づく法人ということでございます。

8) 「7.補助の対象外となる者」について

- (1) 平成 22 年度決算における内部留保率が 30%を超えている特例民法法人は、対象外とします。
 - (2) については、国または他の団体、公営競技、その他 700 以上ある民間助成団体から補助を受けている事業は対象外とします。
 - (3) につきましては、建築、補修、検診車、福祉車両については、前年度に補助を受けたところは、2 年連続は対象外です。また、全国的な組織の法人で、同一支部が連続して補助を受けることはできません。
- 9) 「8.補助の対象となる経費」について
- 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費を具体的に明記しました。
- 1 0) 「9.要望受付期間」について
- 日程が入っておりませんが、準備でき次第、理事会に諮って決定いたします。
- 1 1) 「12.審査」について
- 補助事業の選定については、補助事業審査・評価委員会において審査し、補助事業の透明性を確保しますということを、きちんと明記させていただいておりますし、(2) で、公益社団法人、公益財団法人の認定等に関する法律に準じて審査します。
- 1 2) 「13.審査の基準」について
- 機振規程、公益規程によるほか、法人の組織の審査、事業の審査、広報計画の審査を行い、選定します。
- 1 3) 「14.結果の通知」について
- 文書をもって、採否をお知らせします。
- 1 4) 「15.補助事業の実施期間」について
- 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日を原則とします。
- 1 5) 「16.補助事業である旨の表示」について
- 今回から補助事業である旨の表示を交付条件と明記しました。
- 1 6) 「17.補助事業の実施内容及び成果の公表」について
- 補助事業の完了後、速やかに内容と成果について、ホームページ、機関誌、法人の広報誌等で PR することを交付条件にしました。
- 1 7) 「18.補助事業の評価」について
- 補助事業の評価については、「事前計画／自己評価書」を提出してもらいます。
- 1 8) 「19.情報公開の徹底」について
- 定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件としました。

さらに上記に加え、特例民法法人については、国からの補助金等を受けた場合と同等の情報公開を求めることにしております。

1 9) 「20.説明会・事前相談」について

説明会については、公益は過去は未実施でしたが、幅広く、多くの補助事業者から申請を受けたいということもありまして、平成23年度については、日程を調整し、機械と同様に東京と大阪で実施する予定でございます。

2 0) 別添2 (10 ページ) 「補助の対象となる事業について」の説明

この前回と異なったところについて、ご説明します。

その前提として、わかりやすい言葉と、いままで「その他」としていた事業につきましても言葉できちんと読める、そして、社会的な事業として認められるという言葉に改めさせていただきました。

(A) 前回との相違点について

JKAの補助事業により建築整備された施設の補修事業を、新たに実施します。

「1.重点事業」(3) ①の国際交流の推進活動につきましても、ワーキンググループで示された国際交流事業を新たに設定しました。

(B) 「3.新世紀未来創造プロジェクト」について

①地域ふれあい交流活動、②実践的研究を新規補助先の発掘として、創設しました。社会的にいろいろなことを勉強・体験し、日本の将来を担う小・中・高生に対して、チャレンジ精神を創出する事業を支援していきます。

(C) 「II.社会福祉の増進」について

児童、高齢者、障害者といった従来の考え方は変えず、表現を改めました。

(D) 「III.非常災害の援護」について

この事業については、日本赤十字法に基づいて実施する事業です。

(E) 「IV.地域振興」について

まちづくり、まち興し等を目的とする地域の振興事業で、福祉的な事業と公益事業があります。

2 1) 別添4 (17 ページ) 「補助事業の事業経費の基準」についての説明

(A) 「I.施設の建設及び補修」について

どういうものが対象であるかを、わかりやすく明記させていただきました。

施設の建築については、新築に限定しました。

補修については、競輪・オートレースの補助事業により整備された施設に限定し実施します。

「2.対象となる経費」のところ、変えたところ建築④に併せて行っていたリハビリ機器や授産機器、医療機器の整備は、財源が限られていること審査

対象の内容が異なることから、分けて扱うこととしました。

「2.対象となる経費」の下の※印に書いてあるように、「以下の経費などがある場合は補助の対象外とします。」①既存建物の買取りに係る経費、②土地の取得、造成、外構工事及び造園に係る経費、③既存施設及び設備の撤去費、④付帯施設のための経費です。

(B) 「1.建築基準単価」について

建築物の三つの構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造）によって、1㎡当たりの基準単価を変えて補助をしております。これにつきましては、毎年、全国の建築関係のデータを参考にしまして、私どもが委託している一級建築士の試算によって毎年変えています。今年、大きな変動がなく、この単価で大丈夫という判断をいたしました。

(C) 「2.付帯設備基準単価」について

付帯設備を形態別に明記するとともに、基準単価の内エレベーター設備を実勢単価に合せました。

(D) 「3.施設の建築基準」について

施設の建築には、すべて上限金額を入示しました。公益の増進に係るものについては、自転車・モーターサイクル競技施設は上限2億円、更生保護施設は上限1億円としています。

(E) 20 ページについて

社会福祉事業は、一般と重点事業の区分をなくしたので、2) 児童福祉施設以下は、昨年までと同様な基準であり上限金額を併せ表示しております。

また、JKA がモデル事業として実施した高齢者の共同運営住宅「高齢者生き生きグループリビング」（平成17年度～21年度実施）につきましては、全国で15施設が建っておりますが、その施設の実態状況等の調査研究（委託）結果を踏まえる必要があることから、平成23年度補助対象から外しております。

(F) 「4.施設の補修基準」について

施設の補修基準については、競輪・オートレースの補助事業で建てた施設が対象となっております。そのなかで、自転車競技場と、自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設、更生保護施設と社会福祉施設について、上限金額が3000万円で、施設取得後、完成引き渡しから原則として15年以上経った施設を対象として、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合に限定して、補修事業を実施します。

(G) 「II.事業経費の基準」について

昨年までは、最後に「その他」としてJKAが認めるというものがありましたが、透明性に欠けるとのご指摘を受けて、対象とする経費については、すべて列記しました。

航空運賃につきましては、重点事業で新しく取り上げた国際交流活動事業がありますので、あらためて海外航空運賃を設けております。

また、給付金については、育英事業を示すものでございます。

(H) 「2.新世紀未来創造プロジェクト」について

新世紀未来創造プロジェクトの固有経費につきましては、消耗什器備品費、保険料です。

(I) 「Ⅲ.医療機器の整備」について

昨年度までは、機器については、X線コンピュータ断層撮影装置(CT)から、超音波診断装置まで7項目の基礎的研究用機器がありました。これを外しまして、難病研究に必要不可欠な機器に限定しました。

(J) 「Ⅵ.福祉機器の整備」について

本財団が定める「虐待から子どもを守る施設」、「児童福祉施設」、「障害者の地域活動のための施設」、「障害者のための施設」、老人福祉法上の老人福祉施設または障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設を有する法人が要望する機器に限定をしました。

その対象事業は、当該施設の入所者、施設利用者が必要とするリハビリ機器、授産機器、医療機器であって、金額については、200万円から1000万円です。

<質疑>

d 委員：非常に公益性が担保されて、ドラスティックに変わったという印象をもちました。

三つほど質問があるのですが、一つ目が、補助方針案の3ページの表のなかで、事業費に「—」があるのですが。

事務局池田：基本的に事業費というのは、いくらという設定はできませんけど、上限金額を設定できるものについては設定しました。

d 委員：個別のケースでやるということですか。アプライする人にとれば、いくらまで書いたらいいのだろうという、混乱するのではないかと思います。

事務局池田：さまざまな事業費がありますので、一概に設定できません。

a 委員：まったく同じ疑問をもちまして、事業費の上限金額を書かないと、全部丸抱えという、逆な方向にとらえると思います。規模によって大きいもの

から小さいものまで、さまざまだと思うのですが、ここはきちんと設定しておいたほうがよいと思います。

事務局笹部：補助方針案の 22 ページ、23 ページ、ここに事業費の内容を構成する基準単価が設定されていますが、事業費全体の上限は設定していません。丸抱えにならないようにする歯止め補助率（相応の自己負担を求めること）がかかっておりますが、23 年度は全事業内容ごとに補助率をあらかじめ明確化し実施する計画であります。

事業の性格から事業自体の良否を審査することになるので、施設等の上限と若干性格が異なると思われ、ご指摘の事業については、23 年度は事業内容ごとに補助率をあらかじめ明確化し、この審査・評価委員会で、個別審査案件として、精査し、ご判断していただくものと考えておりますので募集時の上限は設けない形とさせていただきます。

d 委員：ダウンロードして誰でもアプライできるわけですね。そうすると、※印か何かで、いまのご説明をどこかに書いておかないと、個別の電話がバンバンかかってきて、審査以前の混乱が起きそうな気がいたします。

委員長：補助率が 2 分の 1 ですから、そんなに大きな申請は来ないと、来れば自己負担が増えるわけですからね。事務局では、そういう歯止めがあると読んでいます。

d 委員：二点目なのですが、私の専門領域である体育、スポーツのことで言いますと、「体育」というのは、「スポーツ」の下位領域に入ってしまうので、大きな括りで「体育」があり、その下に「スポーツ」が入りますと、かなり違和感があります。「体育」というのは「学校体育」に集約されつつありますので、思い切って「スポーツ」でよろしいのではないですか。

先ほどの方針の補助事業の概要のなかにも、「体育」というのがたくさん出てきて、時代にそぐわないと思うので、さらに公益性を担保するならば、「スポーツ」という文言を使われたほうが、非常にスッキリする気がいたしました。

スポーツ大会とか、競技力向上と謳いますと、「青天井」の金額が出る可能性はあります。上はオリンピックもありますし、いま国内でやっている大会を世界大会にしたいから、12 億円の補助をしてくれとか、そういう話が、平気を出そうな気がするので、そこをご考慮されたらよいという気がいたしました。

事務局笹部：一点目のスポーツの表現のご指摘の件につきましては、法律の表現

にある体育事業を引用してきている経緯もあり、今後の検討とさせていただきます。二点目の青天井のご指摘に関しては、補助事業総額に対する査定のお考え、何を優先して、何を切るのかを全体的にご審議していただき適正執行を図りたいと考えます。

委員長：国とか大財団の補助の及びにくいところに、光を向けると言いながら、NPO は自己負担がないと応募できないですね。2分の1 負担と言われると、とても応募できない。常に、これからの課題ですね。

c 委員：新しく組み込まれた「新世紀未来創造プロジェクト」も含まれている少額案件の簡易審査のしくみは。

事務局笹部：少額案件の審査のやり方については、審査・評価委員会規程をお出ししております、その3 ページでございます。

c 委員のご指摘の部分については、(審査)に関する第12条3項の、公設工業試験研究所、検診車、福祉車両、医療・福祉機器、施設の補修及び少額案件枠<研究補助及び新世紀未来創造プロジェクト>という簡易審査案件ですが、この審査では、主査及び副査による事前審査を行わず、原則として事務局により書面審査を行ったうえで、委員会に諮るものです。

簡易審査案件自体、何ら意を挟む余地が少ない福祉車両、機器整備などが中心とした社会還元事業が明確なものであり、審査時間を個別案件に重点的に振り向け審査事務の効率化・重点化を目指したものであります。

c 委員：福祉車両とか検診車をこういうかたちで審査をするのは、よくわかるのですが、なぜ「新世紀未来創造プロジェクト」が簡易審査の対象かという、初めてのものだからだと思っておりますが、初めてのものについては、方法をどうするかとか、そういうことが重要だと思います。委員会審査というのは、申請してきた人に対して、ハードルを高めるということだけではないと思っております。どういう案件で、どういう判断をしたらいいのかというために、有識者というか、専門の方々に集まっていただくわけですから。

もう一つ、資料2「JKA 補助の審査・評価の見直しについて」(A4 横)で、3 ページを見ていただくと、たとえば、右側の「新」のところ、「2. 社会福祉の増進」の項目の(4) その他の社会福祉事業のなかの、②幸せに暮らせる福祉社会を作る活動とありますが、これは左の「旧」のなかでは、何にあたるのですか。少額案件は新設ですが、左側に該当するものはあるのですか。

事務局池田：一般事業の（４）その他の②「社会福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業」というのは言葉が固いので。

c 委員：右側の「（４）その他の社会福祉事業」の表現についてですが、通常、社会福祉法第二条で定めるものが社会福祉事業なので、ここでは表現を、「社会福祉を目的とする事業」くらいにしておかないと。もう少し幅広いものを想定されているのでは。

事務局笹部：平成 22 年度の該当箇所を見ると、一般事業（４）で設定されていて、「その他」と入っています。福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業。この該当箇所を、「福祉社会をつくる活動」という幅広い表現で出したわけなのですが、どうしても限定的な書きぶりがあることについては、ご指摘等を踏まえて、今後の検討としたいと思います。

委員長：いまの質疑に関連して、補助方針案の 11 ページなのですが、「2.高齢者」、ほかは 3 項目以上あるのに、ここだけ 1 項目になっていて、何となく受け身なのですね。「お年寄りが幸せに暮らせる社会を作る活動」。もう一つ、たとえば、就労とか地域活動など、社会参加できるような対応を入れてもよいという気もしました。

事務局笹部：地域密着とか、そういうイメージですか。

委員長：高齢者自身も社会活動をするとか、就労したい人は就労しやすい支援活動とか。

事務局笹部：これも、先ほどの c 委員のご指摘の受ける側のイメージが湧かないということにつながるのですかね。

委員長：特に、一つだけだと軽く見られてしまう気がしないわけでもないですね。

事務局池田：ここに、実は「生き生きグループリビング」を 5 年間やってきて、いま、高齢者関係の施設をなくしてしまったものですから、これが一つになってしまったと。「旧」の欄に書いてある「高齢者虐待の早期発見、早期対応及び高齢者の権利擁護に関する調査研究又は啓発普及事業」と、長く言葉があったので、こういう言葉に変えさせていただきということです。

e 委員：全般に、障害者とか児童に関して、制度に基づく施設に対して、補助を行うというかたちになっていて、確認審査部分があるので、安心してお金が出せるという部分もあると思うのですが、たとえば、児童に関して、施設の養護から家庭的養護へ、すべてのものが脱施設の方向に動こうとしていて、しかし、その部分に関しては、バックアップする機能が弱いわけ

ですね。そこに、NPO などが先進的に行っているということが多く思うのですが、そういう部分も支援していくことを、税金でやるのではない事業にしているわけです。それは適切な部分の一つだと思うのです。一気にそこへ行くことはできないので、ただ、こうやって細かいものを見ると、法律によって決められているもの、先ほどの社会福祉がそうですね。そういうところにしかお金が行かないとなると、社会を動かしていく役割が薄くなってしまいますので、予算枠をどう配分するかによると思うのですが、その部分に関して、お金がいくように枠組みをつくっておく必要があると思います。

f 委員：途中に、事前相談制度のようなものがあつたと思うのですが、ここには説明会とか、問合せとか、もう少しはっきり明示していただいて、という感じがあつたのですが、その制度は。

事務局池田：事前相談は実施します。

f 委員：それは書いてありますね。ただ、どなたかがいらしたときに、こういう申請に対応するのは。

事務局池田：具体的にどのような事業をやりたいかということについて、電話で受けて、電話で対応できないものについては、「いついつに来てください」というかたちで、対応する予定です。

施設の建築については、つくったものの維持管理費がかかる。国で、一般的な事業として、更生保護もそうですし、固定的にやっている事業もありますけれど、それは、施設も大事かもしれないけれど、使う人間の重要性とか、大江委員も発言されたように、決まったものではなくて、ソフト的なものに転換していかなければならないということで、この数年間、審査・評価委員会からのアドバイスを受けて、ハードからソフトへ転換する必要性は認識していないところで、今後の検討課題としております。

a 委員：この新旧対照表で「活動」というのがたくさん入っていますが、このソフトの部分にたくさん入っているのだなと思ったら、この補助率は、決定なのですね。つまり、これを見ると、「活動」がどこにあるのかという気がしたものですから。

事務局笹部：そういう部分で言うと、「活動」を示す内容そのものが、事業費という表現の多くの中に、入っております。

a 委員：先ほどの説明も「活動」ですかね。

事務局笹部：そのとおりでございます。「地域振興」の部分も、随時受付という

よりも、本来、計画的に進められるべきものですが、中には要望締め切り後、突発的又は時宜に応じた事業の必要が生じた場合の受け皿とした補助を用意し、むしろ、社会還元すべき部分や国の支援が及びにくいところがあると思います。

a 委員：その意欲は買うし、そういう方向にいつてほしいのですが、ただ、それで要望額が達しないケースもあるということは、逆に言えば、JKA の PR が足りないか、それから、何かが決まったときに、「新世紀未来創造プロジェクト」をどうやったかということ PR すれば、こういうことでお金が得られるということをやるのが大事ではないかと思います。

事務局笹部：少額補助をなるべく広く、社会に還元、浸透させることで補助効果が目に見えるようにしていきたいと思います。今までの PR の仕方についても不十分さを認識しているところではありますが、地道で継続的な公益事業もたいへん多く行ってきておりますので、そこはご指摘を踏まえて、また整理したいと思います。

a 委員：アイデアとしては、私も競輪場を見せてもらいましたが、「地域振興」というときに、全国からというよりも、競輪場のある土地をどうするか。そういうかたちでの PR も大事だと思います。

事務局笹部：「地域振興」の発足の当初は、競輪場所在地地域振興という競輪場地域の活性化を通し社会還元の一つとして実施してまいりました。今は、さらに拡大していこうという考えです。

今回、いろいろとテレビや新聞の媒体にどう働きかけるかとか、ピンポイントでどうすれば、我々が求めているものが、必要などところに届くかということ、意外にも、ギャンブルのカテゴリーに入っているので、フィルターがかかっている部分がたいへん多いのです。特に、学校関係はたぶん、JKA のホームページにはアクセスできないと思います。そういう問題も、今後は考えていかないといけないのですが、必ず「競輪」または「オートレース」が入っていますから、ギャンブルのフィルターがかかり補助事業の公募が閲覧できない状況が一部に見受けられます。そういう問題があるわけですが、今回の「新世紀未来創造プロジェクト」を、どういうかたちで出していくかが、我々にとっての課題であります。

d 委員：JKA はダイレクトの団体ですからね。

事務局笹部：補助メニューを必要としているところに的確に届けるというのが、これからの最大のミッションであると認識し取組んでいきたいと思って

おります。

b 委員：採択率が高過ぎるということも、応募者を増やして門戸を広げていくということには大賛成ですが、そうして門戸を広げて応募者が増えたときに、「採否に関する問合せには応じかねます」ということですね。これはダメだったときには、ただダメだけの回答なのですか。

事務局池田：具体的な非採択の理由を申し上げるまでは、難しいと今回は判断しまして、このように設定しました。

b 委員：そこがないと、せっかく応募があった人が、何が悪かったのか、なぜダメだったのか、たとえば、全体が 90 億円しかないなか、あなたの応募は 30 億円もかかるものだったので、ダメだったのですよとか、広く開示をするというよりは、応募してきて落選した人に何か回答があるのではないかと思います。

事務局笹部：落選は公開しないという考えです。しかし、採択された事業はその後、自己評価又は事後評価を公表していきますので、惜しくも落選された事業者は比較できるわけで、再チャレンジ願えればと思います。当然、基本的な部分は書面審査でありますので、記入にあたっては、一定の記入基準を担保する必要がありますので、その基本となる要望申請の手引書というものも、補助方針と一緒に公開していきますので、おしくも落選された事業者は比較できるわけで、再チャレンジ願えればと思います。

d 委員：公営ギャンブルのなかで、競輪がもっている強みというのは、オリンピック種目にもなっているというように、国際スポーツ舞台に打って出られるというところですので、そういったブランドイメージをもっと強化していくというのが、競輪の人気と深くかかわっているような気がするのです。

機械振興補助事業のなかに、研究補助はあるのですが、公益事業のところにもそういうことを研究する補助金がないというのは、とても残念です。競輪のブランドイメージを変えとか、競輪学校という、世界にも類を見ないようなナショナル・トレーニングセンターがあって、その選手がなぜオリンピックに行かないのかとか、スポーツ科学のなかのバイオメカニクスとか、さまざまな研究領域があって、競技性を高めるための研究補助、あるいは、ブランドイメージを変えるための研究補助を、少額案件として、カテゴリーのなかに入れていただければ、情報発信という意味では、非常に役に立つという気がいたします。

事務局笹部：両補助メニューの設定にあたっては、機械と公益を同等に扱うよう

にする、同じようなバランスを取るということで、一本にしました。従って、見ていただくとわかるとおり、22 ページに公益の事業経費の基準が設定されています。このなかに、24 ページになりますが、委託調査費というものが入ります。ここが、スポーツ向上関係の研究を行うといった場合の対象経費として、盛り込まれておりますので、今までありませんでした。こういう意味あいの経費をこういうかたちで明示してあるものは。

もう一つ、どこで読むかというご質問になりますが、これは 10 ページの一般事業、または自転車であれば、重点事業に入ります。一般事業であれば「体育」とありますが、これが「スポーツ」となれば、「国内スポーツ競技力向上のための事業」という環境のなかで、読めると思っています。または、「文教・社会環境」のカテゴリーのなかの、「学術・文化の振興のための活動」でもよろしいと。いずれにせよ、競技力向上関係については、委託調査を明記しました。ただし、機械にある研究補助の新設は今回対応しておりません。今後の検討としたいと思います。

d 委員：そこには、研究事業という道も開かれていると。

事務局笹部：はい。今回はそのように明文化いたしました。機械工業にありますので扱いは同じです。

d 委員：研究補助は公益にも明示したほうが、大学関係者は喜ぶと思います。

e 委員：補助していく対象をどのように考えるかというときに、たとえば、児童支援施設というものがありますね。中学校を出て、養護施設を出るときに、高校に進学すればそのままいられるのだけれども、働いてしまうと出なければいけない。つまり、学校という守られる場所がないところに出てしまう子どもを、守れない状況になってしまっている。

それでいろいろな問題が起きることがあって、それで、児童支援施設をつくっていくとかたちになって、そこに厚生労働省が、いまは 1 県 1 施設に対して、補助を行うしくみになっているのですけれども、足りてはいないのです。そういう研究があれば、自立をしていくためのプロセスを応援する施設なので、そういうことに重点的にお金を配分しましょうかということが、方針として示せるのですけれども、調査研究がないと、どうしても総花的になってしまうということなので、そういう意味でも、この事業を社会に対して効果的にすすめるための調査研究が必要であると思います。

そのときに、補助率が 50%というのは、大学にとっては不可能に近い状況なのですが、これに関しては、たとえば、神奈川県が「大学発・政策提案制度」を昨年度から開始しまして、50%補助なのです。しかし、残りの 50%は教員の人件費を積んでいいということになっていまして、労力を投入したという部分を金融監査でみてあげるといって、だから実質的には半分ですというやり方をしていますので、そういう工夫があれば、半分の補助でも大学も一緒に協力して取り組んでいけるので、そうしていただくと全体のお金を有効に使うことができると思います。

委員長：同じことで、NPO も参加できるように、これからの工夫ですね。

f 委員：情報公開が、時代の流れでかわってくると思うのですが、いちばん気になっていたのは、JKA の PR をするとき、全体の補助金の構造が、国の施策にないもの、いわば隙間的なところしかできない、だから、こういうことをやりたいとか、やるぞというのは、ごく一部に限られるということで、JKA が何をやっているのかという、貢献度が高いにもかかわらず、なかなかアピールできないという部分が、今回の情報公開で、破ることができると思います。

そういうことができれば、福祉などの場面でも、もっと NPO に支援していくことは大賛成です。アメリカの福祉の現場では、NPO が 90%以上をやっています。日本は 5%か、無いに等しい程度です。こういう社会が、いま、はやり「新しい公共」ということかもしれませんし、それは市民参加によって実現できるので、その部分のアピールができれば、福祉ばかりでなくて、JKA の新しさを打ち出せるのではないかと思います。

b 委員：いまは、ハードとソフトの補助の比率はどのくらいですか？

事務局笹部：平成 22 年度公益内定 75 億円のうち、非常災害または地域振興を除いておりますが、この内訳で申し上げますと、自転車関係とオリンピック関係とか、いわゆる体育関係が約 47%の 35 億円、車両・機器が 14 億 8000 万円、その他ということで 25 億円、約 33%という状況になります。

ハードで申し上げますと、全体で 25 億円あります。約 8 億円がケアホーム及びグループホーム等の建築・整備、自転車・駐輪場整備が 1 億 1000 万円、障害者関連の建築が 1 億 9000 万円、更生保護施設が 1 億 1000 万円ということで、建築・整備は全体で約 12 億円（16%）という分布になっています。

b 委員：どういうところにお金をつぎ込んでいくかということについては、専門

家のご意見を仰ぐことになるとと思いますが、何かをつくるとか、買う、建てるといったときに、それが適正な価格なのか、もっとコストダウンできないのかということについて、基準を満たしつつも緩い話なのか、あるいは、コストを削減し、ギリギリの計画になっているのかを、しっかり見ていかないと、お金の有効活用は難しいと思います。

事務局笹部：建築見積に対する査定については、当方に一級建築士を配置しておりますので、全件を査定していただいております。当然、請負契約の公示見積書があるわけですので、先ほども、いろいろと細かい基準単価、建築関係または1人当たりの面積等についても、付帯設備もそうなのですが、補助の適合度という部分と、発注側と建築サイドの問題が、JKAに寄せられるなかにまぎれ込んでいるのです。それを除去する作業を専門の目でやっていただいて、ここは今回100来たけれども、この分しか認めませんということをやって、補助上限金額の合意に関しては、自己負担でどうぞという作業を通した中で、フィルターをとおしております。

当然、設計と監理を分けておりますので、監理をきちんとやらしてもらっても条件のなかに入れてあります。その内容についても補足をしますと、今回、わかりやすいものにしなければいけないので、補助方針案の17ページに、「2.対象となる経費」の①設計監理費を補助の対象にしますので、きちんとした設計監理を頼んでくださいということで、我々の補助を公正に行う条件として認識しています。18ページの基準単価には、すべてが必要不可欠な費用として認めていくということで、このなかにも人の命を守るライフラインを入れてくださいということを考えております。

ただ、付帯設備の説明のなかにあつたように、実勢価格との乖離をチェックしなければいけないので、そういう意味では、基準単価を下げるチェックは、毎年行うという考えで臨んでいきたいと思っております。

委員長：補助方針案の10ページ「1.重点事業」(2)④「引きこもり・犯罪被害者に関する支援活動」のどちらもたいへん重要ですが、別のものが並んでおります。ところが、違う内容なので、たとえば、「不登校を含む引きこもり」、「犯罪被害者」と、独立してやったほうがよいと思っております。

それから、「2.一般事業」(3)③「豊かな自然と動物を大切にす活動」は、自然と動物だけになっているので、里山とか森林と共生できるのは、動物だけではなくて、いろいろな生き物がかわってきますので、「自然

と生き物」などの表現に工夫されたほうがよいという感想をもちました。

2 2) 閉会について (小松委員長)

平成 22 年度 第 1 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会は異議なく了承され、本日の審議結果を会長に報告いたします。

1 5. 次回開催について

平成 22 年度 第 2 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会の開催は、12 月下旬の予定とする。

以上